

資料 2

本検討会で御議論いただきたい事項等について

太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会（第1回）

令和8年1月26日（月）
環境省 大臣官房 環境影響評価課
経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課

本資料の構成（目次）

1. 太陽光発電事業の環境影響評価の経緯、論点等
2. 風力発電事業の環境影響評価の経緯、論点等
3. 検討の進め方について

1. 太陽光発電事業の環境影響評価の経緯、論点等

3

太陽光発電事業に係る環境影響評価について

- 平成31年4月の中央環境審議会答申において、太陽光発電事業に係る環境影響評価のあり方について以下の内容が示された。

① 基本的考え方

- 大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
- 法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で**条例アセスの対象**とすることが考えられる。
- **条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的に簡易なアセス**を促すべき。

② 規模要件、地域特性

- 規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力（交流）を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、**一種4万kW・二種3万kW（交流側）を規模要件とする。**
- 太陽光発電事業は、地域特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。

- 中環審答申を踏まえ、以下のとおり制度化された。

区分	対象
環境影響評価法 (令和2年4月から対象事業化)	第一種：40MW（4万kW）以上の太陽光発電事業 第二種：30MW（3万kW）以上40MW（4万kW）未満の太陽光発電事業
地方公共団体の定める 環境影響評価条例	地方公共団体の定める対象要件による
太陽光発電の環境配慮ガイドライン (令和2年3月公表)	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く）

4

【参考】法アセス実績（太陽光）

太陽電池発電所に係る環境アセスメントの状況（アセス手続を開始した事業数（年度ごと））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 4万kW以上	4*	3	3	1	2
② 3万kW以上4万kW未満	2*	0	0	0	1

※ 条例アセス手続から経過措置により法アセスに移行したものを含む。

＜補足＞

- 令和2年4月に太陽電池発電所を環境影響評価法の対象事業に追加

【参考】地方公共団体 条例対象規模一覧（太陽光）

	(i)		(ii)		(i)		(ii)	
	4万kW	2万kW	20ha等	50ha	20ha等	50ha	2万kW/50ha等	0.8万kW等/20ha等
北海道							札幌市	2万kW/50ha等
青森県	2万kW		岩手県		青森県		仙台市	0.8万kW等/20ha等
岩手県	50ha等	20ha等	大宮府		大宮府		さいたま市	5ha等
宮城県	3万kW	2万kW (★)	兵庫県		兵庫県		千葉市	10ha
秋田県	75ha等		奈良県		奈良県		横浜市	
山形県	50ha等		和歌山県		和歌山県		川崎市	5万kW
福島県	3万kW	2万kW	鳥取県		鳥取県		相模原市	0.8万kW等
茨城県	3万kW		島根県		島根県		新潟市	50ha等
栃木県	50ha等		岡山県		岡山県		静岡市	50ha等
群馬県	50ha等	20ha等 (★)	広島県		広島県		浜松市	50ha等
埼玉県	20ha		山口県		山口県		名古屋市	20ha等
千葉県	40ha等		徳島県		徳島県		名古屋市	5万kW
東京都			香川県		香川県		京都市	16ha等
神奈川県	0.8万kW等		愛媛県		愛媛県		大阪市	50ha
新潟県	50ha等		高知県		高知県		堺市	10ha等
富山県	75ha等		福岡県		福岡県		吹田市	
石川県	50ha等		佐賀県		佐賀県		神戸市	5ha
福井県	50ha	40ha	長崎県		長崎県		尼崎市	
山梨県	18ha	9ha等	熊本県		熊本県		岡山市	20ha等
長野県	50ha	20ha等	大分県		大分県		広島市	10ha
岐阜県	20ha等		宮崎県		宮崎県		北九州市	50ha
静岡県	50ha等	20ha等	鹿児島県		鹿児島県		福岡市	50ha等
愛知県	3万kW/75ha		沖縄県		沖縄県		熊本市	20ha
三重県	20ha等							

※ 太陽光発電事業として条例の対象としているもののほか、一定面積以上の土地開発として条例の対象としているものを含む。

※ (i)は、環境影響評価必須の規模の下限値。

※ (ii)は、環境影響評価を行うが個別に判定（スクリーニング）を行うもの、(i)の対象事業と比べて環境影響評価手続の一部が簡易なもの（★）等があり、その対象規模の下限値。

※ 「等」は、特定の地域に対して異なる基準を適用している場合や、敷地面積以外に、例えば、森林伐採面積による基準を設けていることを示す。

【参考】太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

背景

- 太陽電池発電所は、新たに山林を開発して設置されるものから、既に人為的に改変された場所に設置されるものまで、多様な立地が見られるため、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが重要。
- 既に開発済みの土地である造成地（工場跡地、未利用の工業用地等）とゴルフ場跡地に関して、環境影響評価の項目の合理的な選定の考え方を示したガイドラインを取りまとめた。（令和3年7月公表）

概要

- 環境影響評価の項目は、一般的な事業内容を想定して定められた参考項目（発電所アセス省令※別表第五）を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて選定されることになっている。
- 新たに林地を開発するのではなく、開発済みの土地を利用する場合に、非選定とし得る参考項目やその考え方について整理した。
- 造成地やゴルフ場跡地において、新たな土地の造成等を行わない場合、
 - ・ 建設機械の稼働や造成工事等に係る参考項目は選定不要と整理
 - ・ その他の項目についても、個別に合理化の考え方を整理

※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

9

【参考】太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について①

- 環境影響評価法上、「事業」とは、同法第2条第1項において「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築」と規定されている。
- 経済産業省は、全発電事業に共通するアセス法の対象とすべき事業の考え方として、平成25年に「判断の目安」を整理。
- 環境省及び経済産業省は、事業形態が多様化する太陽光発電・風力発電について、法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方を明確化し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」（以下「事業の一連性通知」という。）として取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、令和3年9月に公表した。

事業の一連性通知のポイント

- 「判断の目安」における各要素の取扱い・重み付けを明確化
- 管理の一体性は、外形的ではなく、**実質的に判断**することを明確化



「同一発電所」の判定

- 「**管理の一体性**」の考え方
⇒ 設置者といった**法的・外形的な意味での管理主体のみならず**、事業の管理運営を行う者や当該事業による利益が帰属する先としての「**実質的な管理主体を同定**。」

※ 「同一構内又は近接性」及び「設備の結合性」は、補完的に用いて判断。（太陽光発電・風力発電は、発電設備間に一定の距離を置くなど、柔軟な配置が可能のため。）

「同一工事」の判定

- 「**同一工事**」の考え方
⇒ **計画全体を把握**するため、**事業組成段階から計画の変遷や契約・行政手続の時期等**を加味し、**判断**。



10

【参考】太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について②

「事業の一連性通知」における主な記載（「同一発電所」の判定関係）

<①同一構内又は近接性>

設備間の距離は、電気的な制約等に依らない事由も多々あるため、「近接性」を絶対値により具体化することは困難である。

この点、太陽電池発電所については、例えば、同一市町村内に設備が設置されている場合や、隣接する市町村にわたって設備が設置されている場合であってもそれが大きく離れていないときを一つの目安としつつ、個別の事業の状況を見極めながら、判断していくことが適切である。

一方で、風力発電所については、顕著な卓越風向が出現しない立地においては、同一発電所内であっても風車間の離隔距離をローター直径の10倍程度確保する場合がある。したがって、近接性の判断に当たっては、このような実態を踏まえ、個別の事業の状況を見極めながら、判断していくことが適切である。

<②管理の一体性>

環境アセスメントは、事業者自身がその要否について判断するため、その判断は事業の変遷の中で都度行われるものである。それに加えて、現行制度上、経済産業大臣が工事計画届出等の受理の段階で環境アセスメントの要否（一連性の有無も含む。）を確認することとなっている。「実質的な」管理主体を見極めるためにも、事業の組成段階からの変遷等を調べることは有用である。

例えば、環境アセスメント手続に着手しているか否かにかかわらず、当初は一連性があるものとして進められた事業について、複数事業へ分割する場合には、実態としては、譲渡先企業が譲渡元企業と資本関係等が継続していたりする場合や、分割された各事業の関係者が共通である場合など、「実質的な」管理主体が同一であり、「管理の一体性」があると認められる可能性がある。このように事業分割を行っている場合において、当該事業について「管理の一体性」がなくなるときは行政庁の判断が可能となるよう事業者において合理的な説明を行う必要がある。

<③設備の結合性>

太陽電池発電所及び風力発電所においては、設備構成上、発電設備間に一定の距離を置くなど、配置を柔軟に変更することが可能である一方で、付帯設備（変電設備、電力系統への送電等に必要設備等）は1発電所当たり1つとなる場合が多い（ただし、電力系統側の事由等により、分割して送電せざるを得ない場合もある。）。設備構成上の制約がある等の合理的な理由が無いにもかかわらず、あえて付帯設備を分割していると疑念を抱かれかねない設備については、その理由を詳細に確認する必要がある。

11

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要

令和7年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再生エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再生エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事業に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化（環境省、経済産業省）
- ◆種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行うよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆自然公園法：温帯環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について創路温帯国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器のJIS-STAR1ラベルング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】
- ※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再生エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省】
- ◆景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行うよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆「関係法令違反通報システム」による通報や「再生エネGメン」における調査について、非FIT/FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆再生エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる主体ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

12

【参考】太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

- **太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保する**べく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって**様々な公益との調整**を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、**緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。**
- 参加省庁：経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省

第1回（9月24日）の開催概要

- ・ 依然として**太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例が見られている中で、引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが必要である点を確認。**
- ・ 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、**各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁より御報告いただくこととした。**

第2回（10月29日）の開催概要

- ・ 関係省庁から、現在の検討状況について報告あり。
- ・ 全国的な太陽光発電事業に係る課題に関し、**各種の具体事例**に照らし、関係法令がどのように適用され、対応がなされるのかを整理し、当該対応**図られるか**について、更に検証する必要性を確認。

第3回（12月22日書面開催）の開催概要

- ・ 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（案）」を議論し、連絡会議としてこれを了承。

13

大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ（環境影響評価関係抜粋）

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- **環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】**
- ・ **環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。加えて、環境影響評価に関する審査の厳格化や指導の徹底等、実効性の強化を図る（次期通常国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定）。**

2. 地域の取組との連携強化

- **地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】（再掲）**
- ・ **環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。**

14

太陽光発電に関する懸念（環境配慮のポイント）

- 再生可能エネルギーについて、2012年のFIT制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、**自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例が見られている。**
（大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージより）
- 例えば、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」においては、太陽光発電に係る環境配慮のポイントとして、土地の安定性、濁水、反射光、景観等の関係について以下のとおり記載している。

＜太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）における主な記載＞

- | | |
|-----------|---|
| 土地の安定性 | ■ 平らな土地を作るため斜面等の土を切り取る切土や、土地の低い部分に土を盛る盛土を含む土地造成を行う場合、 法面の崩壊等により土砂や太陽光発電設備自体が流出しないようにする必要がある。 |
| | ■ 切土や盛土を含む土地造成を行う場合、雨水や湧水、地下水は地表面の侵食等による崩壊等に繋がり、 土地の安定性低下に直接影響を及ぼします。 したがって、雨水等の排水対策をしっかりと行う必要があります。 |
| 濁水 | ■ 新たに土地の造成を行う場合や、土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、 降雨時に濁水が発生する可能性 があります。特に隣接して農地や住宅地等が立地する場合、工事中を含めて、事業区域からの排水が流れ込むことのないように、排水計画を立てる必要があります。 |
| 反射光 | ■ 周辺の建物・施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が差す場合 があります。 |
| | ■ 事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者（住民や該当施設の管理者等）に説明できるようにしておく必要があります。 |
| 景観 | ■ 太陽光発電は日射や送電線等の条件が揃えば、様々な場所に設置することができるため、地域で保全しようとしている景観に影響を及ぼすリスクになる事例 があります。 |
| | ■ 太陽光発電施設を設置した後、景観への影響を小さくすることはとても困難です。立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討することが必要です。 |
| 動物・植物・生態系 | ■ 事業区域が森林や草地などの造成されていない土地や水面の場合は、重要な動植物の保全に配慮する必要があります。 |
| | ■ 事業区域の近くに湧水がある場合も注意が必要です。 湧水周辺は、重要な動植物の生息・生管地となっていることが多いため、太陽光発電施設の設置に当たっては、土砂が流入しないようにするなどの配慮が必要 です。 |

15

本検討会で御議論いただきたい事項（太陽光）

- 第一種事業の規模要件を見直すに当たって、他の面的開発事業と異なる太陽光発電事業の特殊性は何か。
- 太陽光発電事業についても、（風力発電事業と同様に、）環境影響が立地場所によって大きく左右されるということがあると言えるか。
- 地域と共生できないような再エネは抑制し、促進するべきものは促進するという観点から、スクリーニング基準はどうあるべきか。

16

議論いただくに当たって①

（「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の考え方）

- 環境影響評価法は「**規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業**」を対象としている。
- 法対象事業については、**事業の規模と環境影響の程度との間に、正の相関関係があることが一般的**であると整理されている。

＜法対象事業における「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の考え方＞

- 法対象事業の「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の考え方は、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や、環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。
- 土地区画整理事業、工業団地造成事業等のいわゆる面的事業は、面積100haを第1種事業のメルクマールとして設定している。
- 面的事業のうち、埋立て・干拓事業は、水面の改変による自然環境への影響に加えて、潮流の変化・停滞による水質・海岸浸食等への影響が伴う事業であることを勘案し、基本要件100haより小さい50haの規模を超えるものを第1種事業としている。
- また、面的事業である廃棄物最終処分場事業は、建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分に伴う悪臭の発生、汚水の漏出、メタン等の漏出などの環境影響、廃棄物運搬車の出入りに伴う騒音・振動等の環境影響が伴う事業であり、30ha以上のものを第1種事業としている。
- 道路・鉄道のいわゆる線的事業は、一般的に見込まれる影響範囲として両側それぞれ50mを想定し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としている。
- 風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線状的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定し、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、100haより厳しい50ha相当の出力規模を設定している。
- その他火力発電所等のいわゆる点的事業は、面的規模ではなく環境負荷の発生・排出量等に着目し、施設の能力を基準として設定している。

17

【参考】環境影響評価法の目的（対象となる事業）

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、**規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め**、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

18

【参考】環境影響評価法の対象事業と規模要件

事業種	第1種事業（環境アセスメントを必ず実施）	第2種事業（環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断）
1 道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	全て 4車線以上・10km以上 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km以上・10km未満 幅員6.5m以上・15km以上・20km未満
2 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上・100ha未満 土地改変面積75ha以上・100ha未満
3 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	全て 長さ10km以上	— 長さ7.5km以上・10km未満
4 飛行場	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上・2,500m未満
5 発電所 水力発電 火力発電 地熱発電 原子力発電 太陽電池発電 風力発電	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 全て 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW以上・3万kW未満 出力11.25万kW以上・15万kW未満 出力7,500kW以上・1万kW未満 — 出力3万kW以上・4万kW未満 出力3.75万kW以上・5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上・30ha未満
7 埋立・干拓	面積50ha超	面積40ha以上・50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上・100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上・100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上・100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上・100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上・100ha未満
13 宅地の造成の事業（※1）	面積100ha以上	面積75ha以上・100ha未満
○港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（※1）「宅地」には、宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（※2）港湾計画については、特別手続を実施することとなる。

19

議論いただくと当って②（太陽光発電事業の現行の規模要件の考え方）

太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）（2019年4月 中央環境審議会）（抜粋）

Ⅱ 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方

2. 太陽光発電事業に関する規模要件等について

（2）規模要件の水準について

我が国の環境影響評価制度においては、**法と環境影響評価条例とが一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は第1条で、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について環境影響評価を行うものと定めている。規模要件の水準については、これを踏まえて設定する必要**がある。そして、環境影響評価条例における第一種事業相当の規模要件については、50ha以上としている地方公共団体が最も多い。

また、太陽光発電事業において、特に環境影響が大きいのは土地の面的な改変による影響であるが、**法における土地区画整理事業などの面整備事業の規模要件をみると、施行区域の面積が100ha以上を第一種事業、また、その75%に相当する75ha以上を第二種事業とすることを基本**としている。

規模要件となる太陽光発電事業の総出力の水準を検討するに当たって、事業区域面積100ha相当の事業における平均的な出力（交流）を一つの目安として、要件としての総出力を試算すると、現時点における事業区域面積**100ha当たりの出力（交流）は32～37MW程度**であるが、今後の技術革新により、発電効率が向上することが想定される。

これらを踏まえると、当面、規模要件の水準は、系統接続段階の発電出力ペース（交流）において**40MW（4万kW）以上を第一種事業、30MW（3万kW）以上40MW（4万kW）未満を第二種事業とすることが適当**である。

ただし、太陽光発電事業特有の環境影響に関するデータが不足していること、面積と出力の関係についても蓄電池の併設が進むなど技術的な状況の変化が生じる可能性があることから、制度運用状況も踏まえて**5年程度で規模要件の見直しの検討を行うことが適当**である。

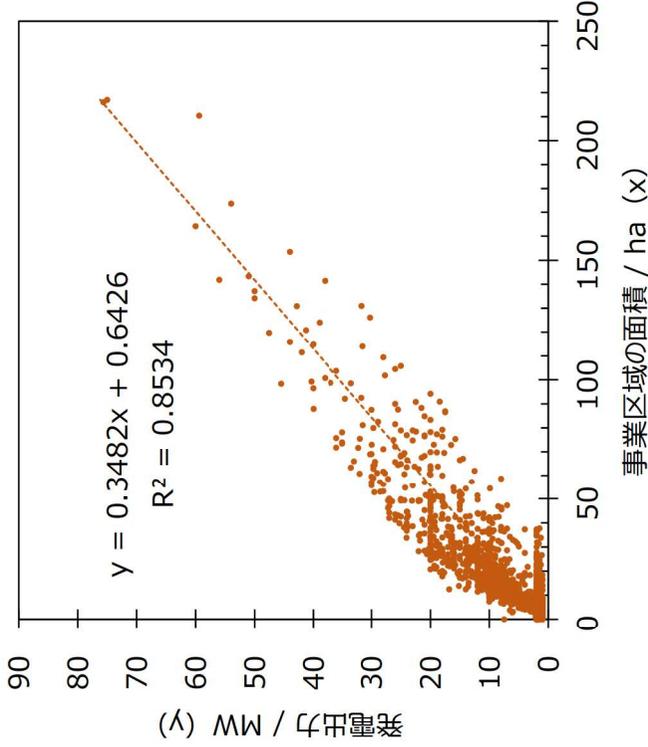
20

【参考】太陽光発電における事業区域の面積と発電出力の関係

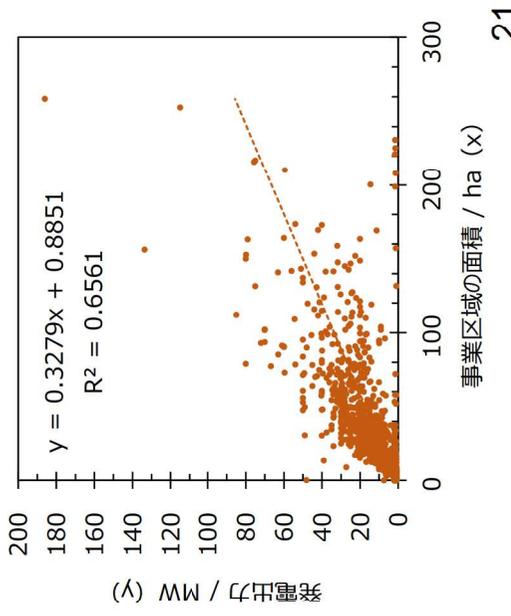
- 運転開始した太陽光発電施設についてFIT・FIP制度における最新の資源エネルギー庁データ※1を用いて試算※2すると、**100ha相当の発電出力規模（交流）は35.5MW**。

※1 FIT・FIP認定事業における事業区域の面積、発電出力のデータ（2025年11月時点）

※2 300ha以上又は200MW以上の値を除外し、その上で、3σ法で外れ値を除外した後に、回帰分析



【参考】3σ法で外れ値を除外せず、回帰分析した場合の結果（100ha相当の発電出力規模（交流）：33.7MW）



事業区域の面積 / ha (x)

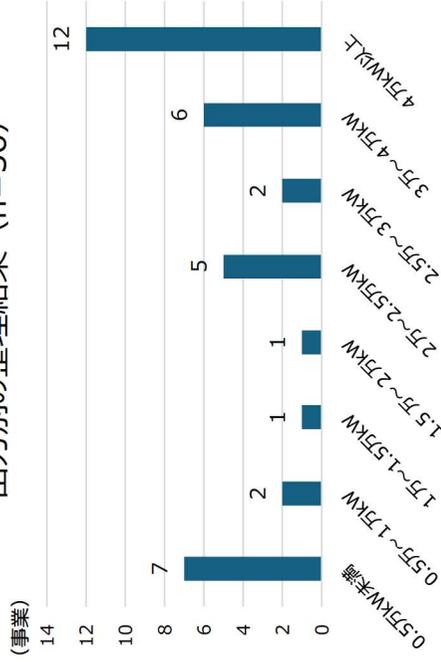
21

議論いただくに当たって③-1（太陽光に関する報道の分析）

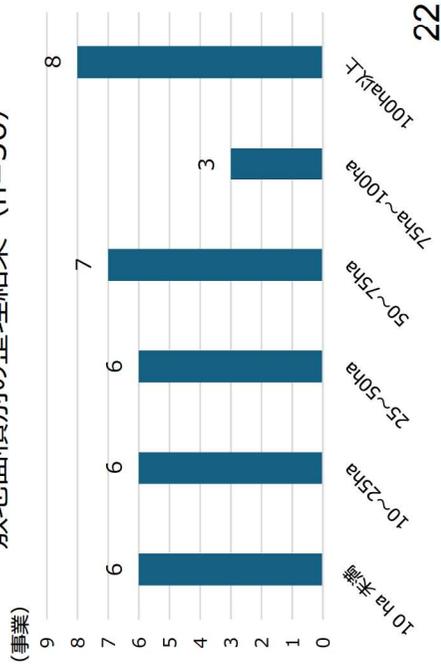
- 畦地ら（2014）を参考に、2020年4月1日～2025年11月27日までの新聞報道を分析したところ、環境紛争を生じている太陽光発電事業として40事業が抽出された。このうち、出力及び敷地面積を公表情報から特定できた36事業について以下のとおりグラフを作成した。
- ※ 畦地ら（2014）を参考に、新聞記事（全国紙4紙及び地方紙45紙）を対象に「メカソーラー AND 反対」で検索したところ、751件が該当した。反対する組織が存在し、反対の動きかけが記事に明記されているものを対象として整理した結果、40事業を抽出。
- 出力別で見ると、現行の法アセスの対象である第一種事業4万kW、第二種事業3万kWを下回る事業においても問題が発生している。
- 敷地面積別で見ると、面積の大小にかかわらず問題が発生している。

（参考文献）畦地 啓太、堀 周太郎、錦澤 滋雄、村山 武彦（2014）、エネルギー—資源学会論文誌、35(2)、pp. 11-22

出力別の整理結果（n=36）



敷地面積別の整理結果（n=36）

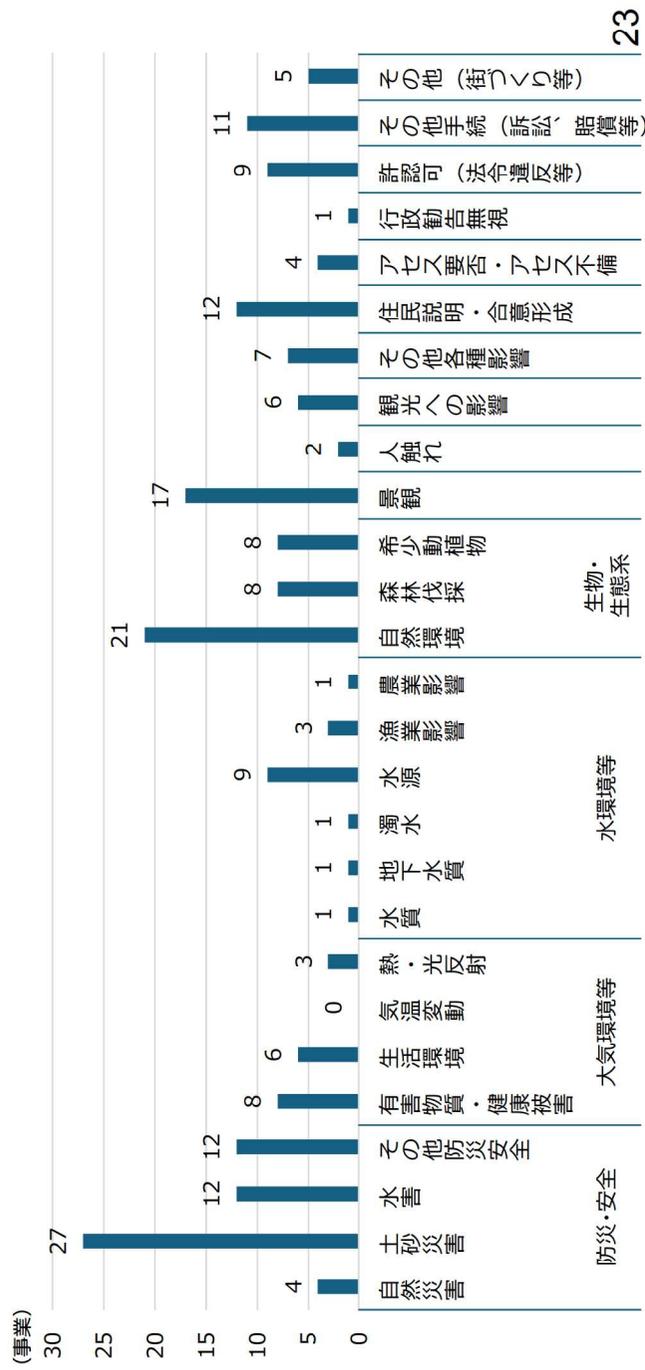


22

議論いただくに当たって③-2 (太陽光に関する報道の分析)

- 抽出された40事業について、主な紛争の論点を整理した。
- 主な論点としては、①土砂災害等の自然災害の影響、②自然環境への影響、③景観への影響といったものが挙げられる。

論点の整理結果 (n = 40)



議論いただくに当たって④ (工事計画届出状況)

太陽電池発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況 (年度ごとの届出件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4万kW以上	10	5	7	2	0
3.5万kW以上4万kW未満	2	1	0	0	1
3万kW以上3.5万kW未満	3	0	0	0	0
2.5万kW以上3万kW未満	9	5	9	6	0
2万kW以上2.5万kW未満	16	7	7	5	0
1.5万kW以上2万kW未満	20	7	6	4	3
1万kW以上1.5万kW未満	21	11	13	10	4
0.2万kW以上1万kW未満	34	20	39	26	25
合計	115	56	81	53	33

※ 濃い水色は現行の第1種、薄い水色は現行の第2種

議論いただくと当たって⑤ (太陽光発電 FIT・FIP認定/導入容量)

＜事業用太陽光発電の認定量：2025年3月末時点＞ 単位：MW (件) (注) オレンジ/白/グレーは入札対象区分。

	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,182 (91,669)	46 (559)	388 (2,438)	673 (1,894)	542 (960)	969 (1,073)	3,406 (2,164)	6,188 (363)	14,394 (101,120)
2013年度	5,852 (200,093)	26 (304)	363 (2,136)	985 (2,815)	814 (1,474)	907 (1,053)	5,000 (3,312)	8,421 (452)	22,367 (211,639)
2014年度	2,998 (125,700)	16 (180)	270 (1,630)	562 (1,620)	367 (661)	316 (373)	1,504 (1,003)	2,919 (167)	8,953 (131,334)
2015年度	1,293 (51,273)	4 (45)	87 (520)	216 (629)	139 (245)	98 (116)	428 (288)	308 (21)	2,572 (53,137)
2016年度	1,658 (58,006)	2 (27)	97 (560)	304 (865)	162 (282)	154 (185)	462 (326)	988 (48)	3,828 (60,299)
2017年度	580 (23,977)	2 (19)	57 (326)	210 (573)	82 (138)	104 (124)	301 (207)	32 (3)	1,367 (25,358)
2018年度	2,580 (73,768)	4 (45)	116 (637)	443 (1,199)	196 (321)	214 (254)	718 (484)	196 (6)	4,468 (76,723)
2019年度	1,304 (36,467)	1 (16)	49 (271)	385 (924)	1 (2)	15 (17)	73 (42)	105 (4)	1,935 (37,743)
2020年度	54 (1,868)	4 (51)	183 (843)	37 (81)	12 (19)	41 (47)	97 (59)	135 (7)	563 (2,975)
2021年度	176 (4,358)	3 (35)	243 (1,121)	53 (123)	47 (79)	65 (75)	229 (146)	118 (6)	934 (5,943)
2022年度	76 (2,406)	3 (37)	171 (784)	16 (39)	13 (23)	39 (44)	39 (25)	130 (4)	486 (3,362)
2023年度	46 (1,539)	3 (41)	71 (353)	66 (164)	12 (21)	28 (32)	104 (67)	185 (6)	515 (2,223)
2024年度	13 (530)	3 (41)	35 (212)	10 (28)	9 (15)	15 (17)	72 (45)	30 (3)	186 (891)
	18,812 (671,654)	117 (1,400)	2,131 (11,831)	3,959 (10,954)	2,398 (4,240)	2,965 (3,410)	12,433 (8,168)	19,755 (1,090)	62,569 (712,747)

＜事業用太陽光発電導入量：2025年3月末時点＞ 単位：MW (件)

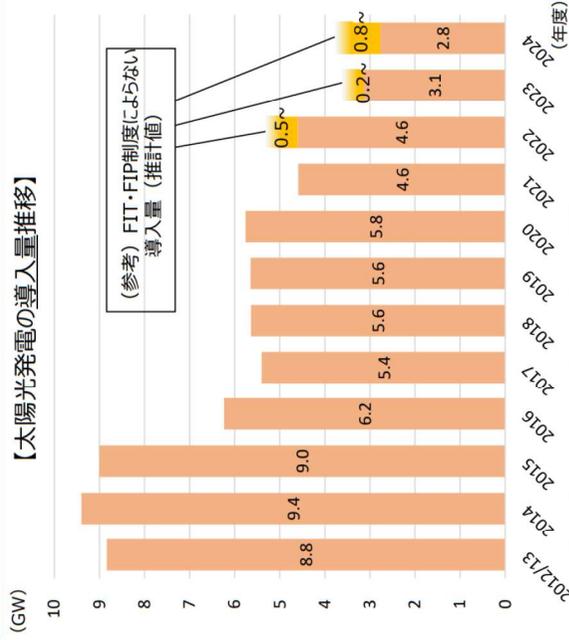
	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,413 (116,418)	45 (536)	380 (2,405)	560 (1,606)	403 (716)	641 (708)	1,782 (1,153)	539 (55)	6,763 (123,597)
2013年度	3,577 (146,396)	23 (270)	261 (1,554)	562 (1,644)	462 (843)	543 (625)	1,936 (1,299)	1,000 (85)	8,365 (152,716)
2014年度	2,921 (109,785)	13 (150)	238 (1,426)	561 (1,617)	430 (778)	439 (513)	2,291 (1,547)	1,255 (91)	8,148 (115,907)
2015年度	1,935 (68,848)	8 (91)	142 (840)	356 (1,015)	266 (478)	250 (292)	1,342 (898)	1,145 (87)	5,443 (72,560)
2016年度	1,491 (50,565)	4 (43)	96 (567)	295 (848)	182 (323)	185 (215)	1,049 (680)	1,443 (96)	4,745 (53,337)
2017年度	1,522 (52,441)	4 (44)	83 (473)	267 (742)	143 (247)	162 (189)	882 (573)	1,842 (100)	4,905 (54,809)
2018年度	1,530 (46,909)	3 (29)	77 (430)	288 (780)	139 (233)	164 (192)	742 (481)	1,937 (104)	4,878 (49,158)
2020年度	1,272 (31,029)	2 (25)	71 (393)	317 (832)	121 (203)	156 (183)	791 (510)	2,271 (129)	5,001 (33,304)
2021年度	837 (18,919)	4 (47)	84 (428)	219 (564)	80 (133)	100 (117)	445 (290)	1,962 (98)	3,731 (20,596)
2022年度	526 (12,074)	3 (45)	117 (589)	188 (472)	49 (81)	96 (113)	372 (234)	2,194 (93)	3,546 (13,701)
2023年度	279 (6,690)	3 (36)	94 (464)	112 (273)	40 (67)	67 (77)	260 (164)	1,253 (48)	2,107 (7,819)
2024年度	136 (3,344)	3 (40)	91 (444)	86 (212)	28 (45)	54 (62)	215 (139)	1,023 (41)	1,635 (4,327)
	18,439 (663,418)	114 (1,356)	1,733 (10,013)	3,811 (10,605)	2,343 (4,147)	2,856 (3,286)	12,107 (7,968)	17,865 (1,027)	59,268 (701,820)

出典：調達価格等算定委員会 (第105回) (2025年10月24日) 事務局 (資源エネルギー庁) 資料 ※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

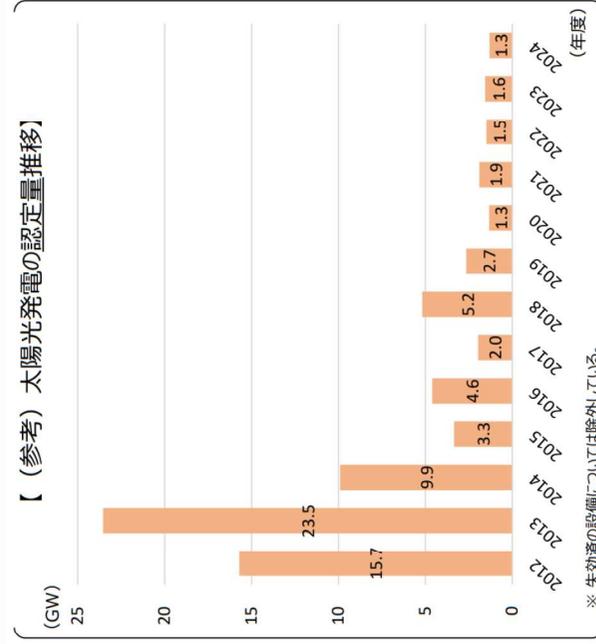
【参考】太陽光発電の導入量の経年推移

- 一般送配電事業者の系統接続続容量等を踏まえて推計したFIT/FIP制度によらない導入量を含めると、太陽光発電は、直近数年間で、概ね**3.5～5GW/年程度の追加導入**が見られる。
- また、2024年度からは、**省エネ法の定期報告**において、太陽光等の再生エネの自家消費量の報告を求めている。また、**2024年度における再生エネ自家消費量の捕捉が可能**となっている2024年度の報告によると、**2023年度の再生エネの自家消費量は、約14億kWh・約2GW (約2,500件)**。

【太陽光発電の導入量推移】



【(参考) 太陽光発電の認定量推移】



※ 2024年度末時点におけるFIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
※ 入札制度における落札案件は落札年度の認定量として計上。

出典：調達価格等算定委員会 (第110回) (2026年1月7日) 事務局 (資源エネルギー庁) 資料

議論いただくに当たって⑥（現行スクリーニング基準概要）

- 発電所アセス省令第16条第1項第1号～第28号において、発電所に係る第2種事業の判定基準を定めている。
- このうち、太陽電池発電所、風力発電所に係る主な判定基準を以下に抜粋。

第3号 次のから、二までに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が第一種事業環境に該当すること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。
イ 一 陸上太陽電池発電所
ロ 二 風力発電所

第7号 学校、保育所又は病院若しくは診療所（以下「学校等」）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型A.Aの夜間の値を超えること。

第8号 学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型A.Aの昼間の値を超えること。

第10号 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型A.Aの夜間の値を超えること。

第11号 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型A.Aの昼間の値を超えること。

第14号 国又は地方公共団体の調査又は確認された人為的改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号から二までに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の範囲内に存在すること。

第17号 幹線道路の沿道整備に関する法律第五十五条第一項の規定により指定された沿道整備準備道路を通過することにより当該沿道整備準備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

第21号 水産資源保護法第十七条に規定する自動車当該沿岸保護区域を通過することにより当該沿岸保護区域に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
イ しゅうめんつち又は埋立を当該区域で行うこと。ロ 略

第22号 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に依りて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

イ 自然公園法第五十一条の規定により指定された国立公園、同法第二項の規定により指定された国立公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域
ロ 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ハ 世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第二十一条の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
ニ 世界近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近畿圏の保全区域
ヘ 都市緑地法第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

ト 熱帯のおもむきのある野生動物種の保存に関する法律第三十八條第一項の規定により指定された野生動物等保護区域の区域
チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八條第一項の規定により指定された鳥獣保護区域の区域

リ 特に水産資源に係る環境要素に関する法律第二十一条の規定により指定された漁業区域
ヌ 及び動物又は植物の種単位として指定されている場合における当該種の個体（除く）

ル 古跡における歴史の風土の保存に関する特別措置法第四條第一項の規定により指定された風致地区の区域
ロ 都市計画法第八條第一項の規定により指定された風致地区の区域

リ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的とし、又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象

第24号 火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点における騒音に係る環境基準が確保されている地点があること。

第25号 発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点における騒音に係る環境基準が確保されている地点にあること。

第26号 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づき指定地域内における自動車騒音の限度を定める法令に規定する限度を超える地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車に発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

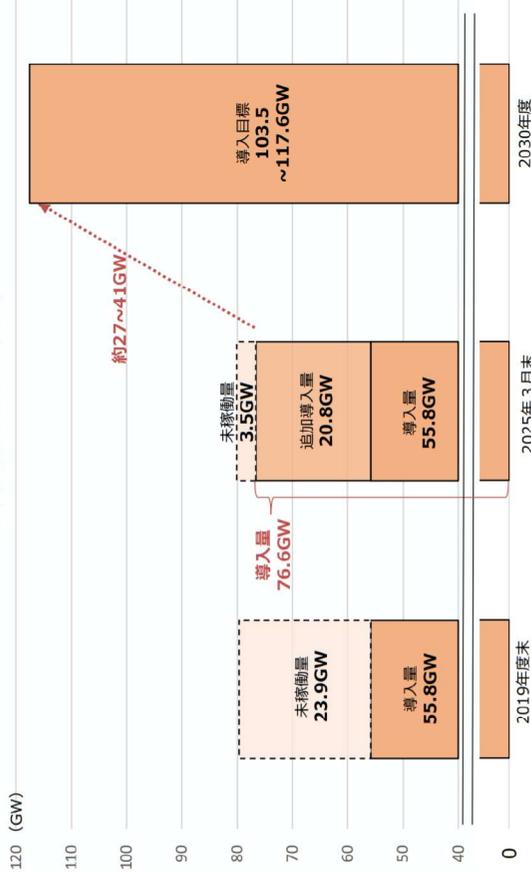
第27号 騒音の予測値が、当該道路を通過する自動車に発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

議論いただくに当たって⑦（太陽光発電の導入状況）

- 太陽光発電の2025年3月末時点の導入量は76.6GW。直近数年間で**はおおむね3.5～5 GW/年のペースで導入が進んでいる。2030年目標（103.5～117.6GW）の実現には、今後約6年間で27～41GWの導入、すなわち、4.5～7 GW/年のペースで導入を継続していくことが必要となる。**

- 他方、我が国の国土面積当たりの太陽光導入容量は、既に主要国の中で最大級となっており、特に地上設置型について、今後の導入余地となり得る適地が減少している。適地減少等を背景に、FIT/FIP制度の認定容量は**足下では減少**している一方で、導入コストの低減が進み、FIT/FIP制度によらずに事業を実施する形態も現れてきている。

【太陽光発電の導入状況】



※ 導入量は、FIT前導入量5.6GWを含む。 ※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。

※ 入札制度における落札案件は落札時点の認定量として計上。

出典：総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会（第70回）
資料4（2025年12月25日）
資源エネルギー庁 省エネルギー・
新エネルギー部

2. 風力発電事業の環境影響評価の経緯、論点等

29

風力発電事業に係る環境影響評価について

<風力発電事業を法対象に追加>

- 平成22年2月の中央環境審議会「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされ、これに基づき「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において検討がなされ、報告書がとりまとめられた（平成23年6月）。
- この報告書に基づき、風力発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法の対象事業とするため、必要な要件等を定める環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が平成23年11月に公布され、平成24年10月に施行された。



第1種事業（環境影響評価必須）：1万kW以上
第2種事業（事業ごとに環境影響評価の必要を判断）：0.75万kW以上1万kW未満

<規模要件の見直し>

- 令和2年度、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電に係る規模要件の見直し等について議論されたことを受けて、環境省・経済産業省が開催した有識者検討会において、
 - 最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点から検討した結果、第1種事業の規模要件は5万kWが適当
 - 小規模な事業であっても、著しい環境影響が懸念される事業が存在すること等を鑑み、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境アセスメントの実施に向けた検討が必要等の結論が得られた。
- その後、令和3年10月に規模要件を変更する環境影響評価法施行令の一部を改正する政令を公布・施行。

<現行の環境影響評価法の対象となる風力発電事業規模>

第1種事業（環境影響評価必須）：5万kW以上
第2種事業（事業ごとに環境影響評価の必要を判断）：3.75万kW以上5万kW未満



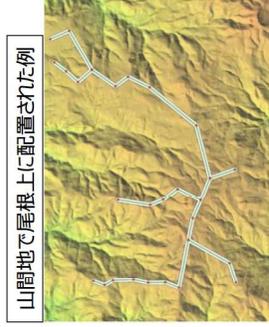
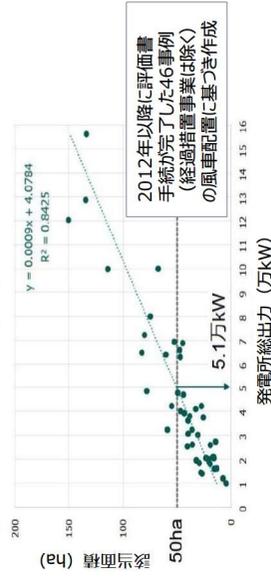
30

【参考】規模要件の見直しに関する検討

■ 環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討した結果、第1種事業の適正な規模要件は5万kW以上との結論となった。

- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討することが必要。
- 規模要件の見直しの具体的考え方として、風力発電所は、設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。**面的事業の100haをメルカトルしつつ、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、より厳しい50ha相当の出力規模を設定。**この考え方に基づき、評価書手続が終了した46事業について分析した結果、**第1種事業の適正な規模要件は5万kW以上**となった。
- **法対象とならない事業に対しては、地域の実情に応じて、条例による適切な手当がなされるよう、国として必要な支援を行うこと、また、引き続き、風力発電の特性に応じた環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方について検討する必要がある。**

線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係 ※ 列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



出典：令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和3年3月）

31

現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保（令和7年3月中央環境審議会答申（抜粋））

III. 陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保（抜粋）

2. 現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

環境影響評価法において対象とされている事業は、その事業の規模、すなわち土地改変面積や出力（発電所の場合）と、環境影響の程度との間に正の相関関係があり、事業の規模が小さい場合には、環境影響の程度も小さくなるのが一般的である。

一方で、風力発電事業については、事業そのものの特殊性として、風車（ブレード・タワー）自体が環境影響の要因となっており、事業の規模（出力）の大小ではなく、風車を設置する場所の環境によって、環境影響の程度が大きく左右される。そのため、**他の事業とは異なり、風力発電事業では、現行の法対象規模未満（3.75万kW未満）の事業であっても、立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることが課題となっている。**

こうした事業に係る環境配慮の確保に当たっては、地方公共団体の条例のみに対応を委ねるのではなく、法に基づく環境影響評価手続を通し、国が積極的に関与していくことが求められる。**具体的な措置としては、例えば、法に基づく風力発電事業に係る第二種事業の規模要件を引き下げ、3.75万kWを下回る事業に対し、既に電気事業法に基づき実施されているような簡易な方法による環境影響評価の実施を課し、スクリーニングを通じ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法に基づく環境影響評価手続の対象とすることが想定される。**

32

【参考】第2種事業とは

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一・二（略）

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、**第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）**を有するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4・5（略）

環境影響評価施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

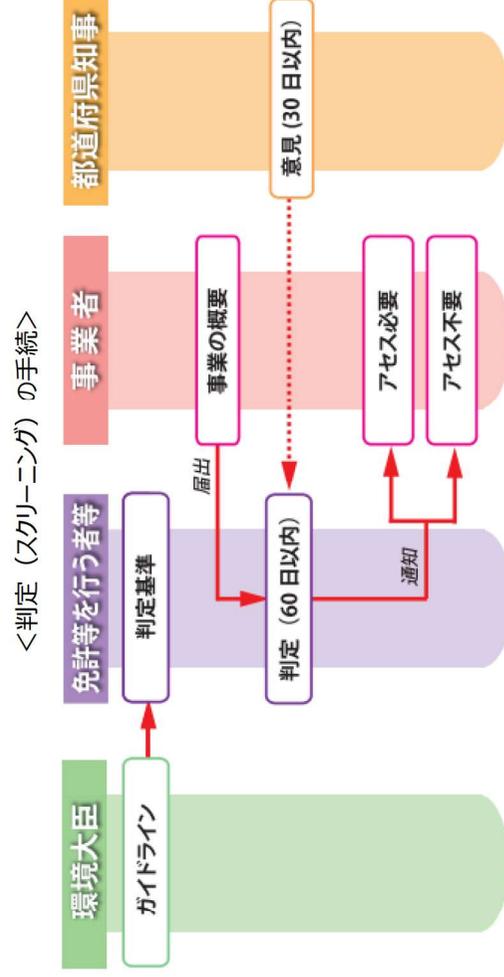
（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

33

【参考】第2種事業に係る判定

- 環境影響の大きさは事業の規模だけで決まるものではないことから、環境影響評価が必須の第1種事業に準じる規模である第2種事業に該当する場合は、事業の免許等を行う者（発電事業であれば経済産業大臣）が環境影響評価を行うかどうかを個別に判定（スクリーニング）することとしている。
- 判定に当たっては、地域の情報を保有している都道府県知事の意見を勧案することとしている。



34

【参考】中央環境審議会アセス小委・風力アセス小委における審議

1. 検討経緯

（環境影響評価制度全体の在り方に関する検討の必要性）

- 環境影響評価法は、1997年に成立した後、2011年に改正され、2013年に改正法が完全施行されている。
- 改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づき見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている。
- 2024年10月に中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問がなされた。

（陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性）

- **風力発電事業は、環境影響評価手続の件数が増加傾向にあり、2050年ネット・ゼロの実現に向け、今後も更なる導入拡大が期待されることから、2023年9月に中央環境審議会に対し、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の諮問がなされた。**
- 2024年3月に風力発電事業のうち、洋上風力発電事業に係る環境配慮の在り方が一次答申として取りまとめられた。また、当該一次答申では、風力発電事業全体に係る制度の在り方について結論を出すべく、陸上風力発電事業に関しても、検討を進める必要性がある旨の指摘がなされている。
- 陸上風力発電事業については、2021年に閣議決定された規制改革実施計画においても、「効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方」について検討を進めていくことが必要とされている。

2. 中央環境審議会の開催状況

- 陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方について検討を行うため、2024年11月より、中央環境審議会 総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」（アセス小委）及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」（風力アセス小委）を開催。
- その後、両小委員会における審議を経て、**2025年3月に、中央環境審議会から環境大臣に対し、答申がなされた。**

<中央環境審議会 アセス小委・風力アセス小委の開催実績>

日時	議題	備考
2024年11月1日	開催経緯、審議の進め方、制度の施行状況、前回改正のフォローアップ等について	両小委を合同開催
2024年11月6日	関係団体等へのヒアリング	両小委を合同開催
2024年11月18日・21日	環境影響評価制度の課題と対応の方向性について（論点整理）	各小委を個別開催
2024年12月12日	答申（案）について	両小委を合同開催
2025年2月3日	答申（案）について	両小委を合同開催

（※）2024年12月25日～2025年1月23日まで、答申（案）に関するパブリックコメントを実施。

35

【参考】法アセス実績（風力）

風力発電所に係る環境アセスメントの状況（アセス手続を開始した事業数（年度ごと））※1

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
--	-------	-------	-------	-------	-------

① 5万kW以上	65	41	49	16	21
② 3.75万kW以上5万kW未満	10	1	10	12	7
③ 1万kW以上3.75万kW未満	26	4	5※2	0	0
④ 0.75万kW以上1万kW未満	0	1※2	0	0	0

※1 評価書確定通知までの段階で事業廃止したものを含む。

※2 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則による事業

<補足>

- 平成24年10月に風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加
- 令和3年10月に風力発電所の規模要件引上げ（第一種事業1万kW以上→5万kW以上、第二種事業0.75万kW以上→3.75万kW以上）

36

【参考】地方公共団体 条例対象規模一覧（風力）

	(i)	(ii)	(i)	(ii)	(i)	(ii)
北海道	1万kW	0.5万kW	道庁県	0.15万kW	札幌市	0.15万kW
青森県	1万kW	0.75万kW	京都府	0.15万kW	仙台市	0.5万kW等
岩手県	0.75万kW		大阪府		さいたま市	5ha等
宮城県	0.75万kW	0.5万kW (★)	兵庫県	0.15万kW等	千葉市	0.75万kW
秋田県	1万kW等/75ha等		奈良県		横浜市	0.5万kW
山形県	3.75万kW等		和歌山県	0.75万kW	川崎市	5万kW
福島県	0.7万kW		鳥取県	0.15万kW	相模原市	0.5万kW等
茨城県	0.75万kW		島根県	0.5万kW	新潟市	0.75万kW等
栃木県			岡山県	0.15万kW	静岡市	0.1万kW等
群馬県			広島県	0.5万kW	浜松市	0.75万kW
埼玉県	20ha		山口県	1万kW	名古屋市	5万kW
千葉県	0.75万kW		徳島県	0.75万kW	京都市	0.15万kW
東京都			香川県	0.5万kW	大阪市	50ha
神奈川県	0.5万kW等		愛媛県	0.5万kW	堺市	0.15万kW (★)
新潟県			高知県	1万kW	吹田市	5ha
富山県	75ha等		福岡県	0.5万kW	神戸市	0.15万kW等
石川県	1万kW	0.75万kW	佐賀県	0.35万kW	尼崎市	
福井県	1万kW	0.75万kW	長崎県	0.75万kW等/10基	岡山市	0.15万kW等
山梨県	30ha	15ha	熊本県	0.5万kW	広島市	0.15万kW
長野県	0.5万kW		大分県	0.75万kW	北九州市	0.5万kW
岐阜県	0.15万kW		宮崎県	0.5万kW	福岡市	0.15万kW等
静岡県	0.75万kW	0.1万kW等	鹿児島県	0.75万kW	熊本市	0.5万kW
愛知県	0.75万kW		沖縄県	0.15万kW等		
三重県	0.75万kW					

※ 風力発電事業として条例の対象としているもののほか、一定面積以上の土地開発として条例の対象としているものを含む。

※ (i)は、環境影響評価必須の規模の下限値。

※ (ii)は、環境影響評価を行うが個別に判定（スクリーニング）を行うもの、(i)の対象事業と比べて環境影響評価手続の一部が簡易なもの（★）等が並び、その対象規模の下限値。

※ 「等」は、特定の地域に対して異なる基準を適用している場合を示す。

37

本検討会で御議論いただきたい事項（風力）

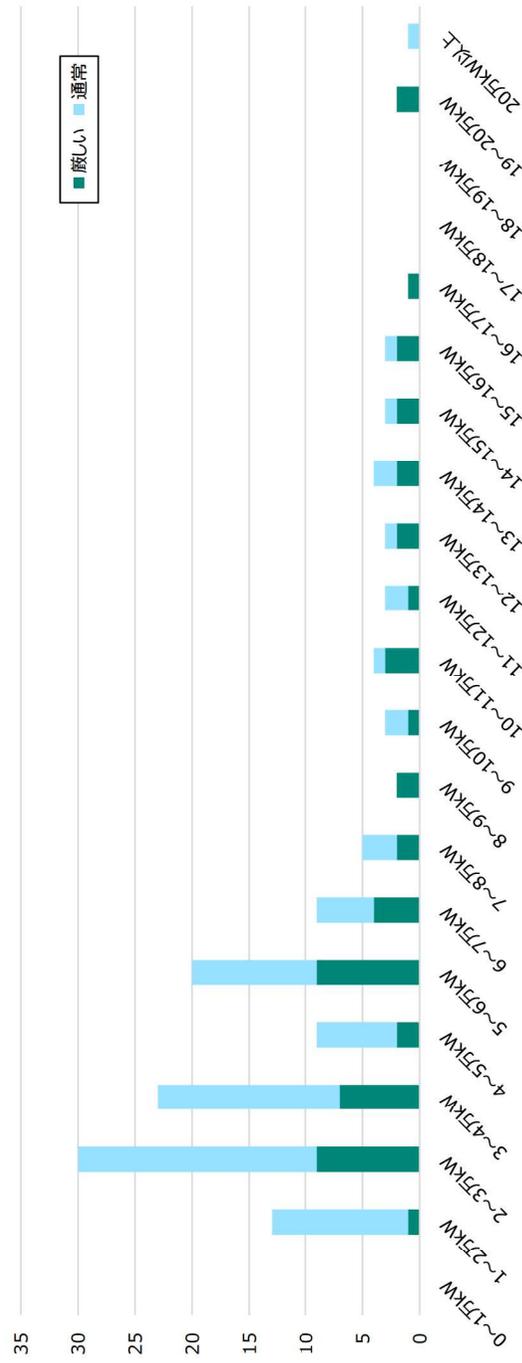
- 第二種事業の規模要件を引き下げるとい方向性も踏まえた上で、地域と共生できないような再エネは抑制し、促進するべきものは促進するという観点から、スクリーニング基準はどうあるべきか。

38

議論いただくに当たって①-1（陸上風力発電に係る厳しい環境大臣意見の発出状況） （中環審アセス小委・風力アセス小委資料（令和6年11月）抜粋）

- 過去の環境影響評価の実績を確認すると、現行の第二種事業の規模要件を下回る1万～3.75万kWの範囲内における小規模な事業についても、環境影響が大きいおそれがあること等を理由に、**厳しい環境大臣意見が15件／58件（平成26年度～令和5年度）**発出されている状況。

厳しい環境大臣意見の発出状況



議論いただくに当たって②（工事計画届出状況）

風力発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況（年度ごとの届出件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5万kW以上	9	4	8	1	4
4.5万kW以上5万kW未満	1	0	0	1	0
4万kW以上4.5万kW未満	3	1	2	0	1
3.75万kW以上4万kW未満	3	2	0	0	3
3万kW以上3.75万kW未満	1	2	4	1	1
2.5万kW以上3万kW未満	1	0	3	1	0
2万kW以上2.5万kW未満	4	0	1	1	0
1.5万kW以上2万kW未満	2	2	2	0	0
1万kW以上1.5万kW未満	0	2	1	0	1
0.05万kW以上1万kW未満	7	15	15	6	12
合計	31	28	36	11	22

※ 工事計画の変更届出及び分割届出は含んでいない。
濃い水色は現行の第1種、薄い水色は現行の第2種

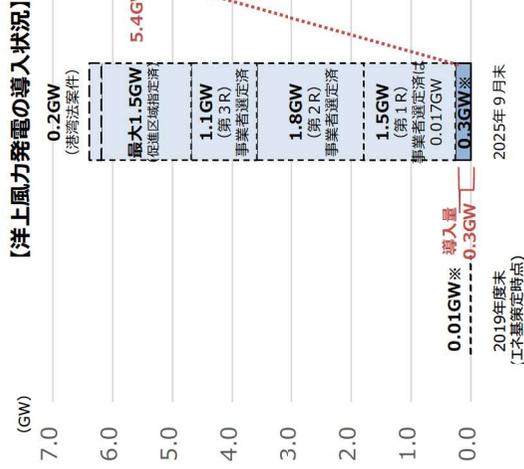
議論いただくに当たって③（現行スクリーニング基準概要（再掲））

- 発電所アセス省令第16条第1項第1号～第28号において、発電所に係る第2種事業の判定基準を定めている。
- このうち、太陽電池発電所、風力発電所に係る主な判定基準を以下に抜粋。

	備考
第3号	次の中から、さらに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が第一種事業施設に相当すること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。
イ	口 略
ハ	一 太陽電池発電所
第7号	学校、保育所又は病院若しくは診療所（以下「学校等」）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の種類A.Aの夜間の値を超えること。
第8号	学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の種類A.Aの昼間の値を超えること。
第10号	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の種類A.Aの夜間の値を超えること。
第11号	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の種類A.Aの昼間の値を超えること。
第14号	国又は地方公共団体の計画により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号から二までに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。
第17号	幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備通過路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、第二種事業の実地に伴い発生する自動車による騒音が当該沿道整備通過路を通過することにより当該沿道整備通過路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
第21号	水産資源保護法第十七条の規定により指定された水産資源保護区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
イ	しゅんせつ又は埋立を当該区域で行ったこと。
ロ	略
第22号	第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
イ	自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国立公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域
ロ	自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域
ハ	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第二十一条の規定により指定された世界遺産一覽表に記載された自然遺産の区域
ニ	都市圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域
ホ	近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
ヘ	都市緑地法第五区域の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
ト	総称の名称のある野生動物種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された野生動物種保護区域の区域
チ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区域の区域
リ	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二十一条の規定により指定されたラムサール地区の区域
ヌ	文化財保護法第九十一条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築地）又は、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の標本）を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
ル	古都における歴史的风上の保存に関する特別措置法第四十四条第一項の規定により指定された風致地区の区域
ロ	都市計画法第八十一条第一項の規定により指定された風致地区の区域
リ	地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象
第24号	風力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定値を超えるレベルにあること。
第25号	発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定値を超えるレベルにあること。
第26号	騒音規制法第十七条第一項の規定に基づき指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値が、0.1デシベルを超えること。
第27号	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車による当該道路を通過する自動車の実測に伴い発生する当該道路を通過する自動車の交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

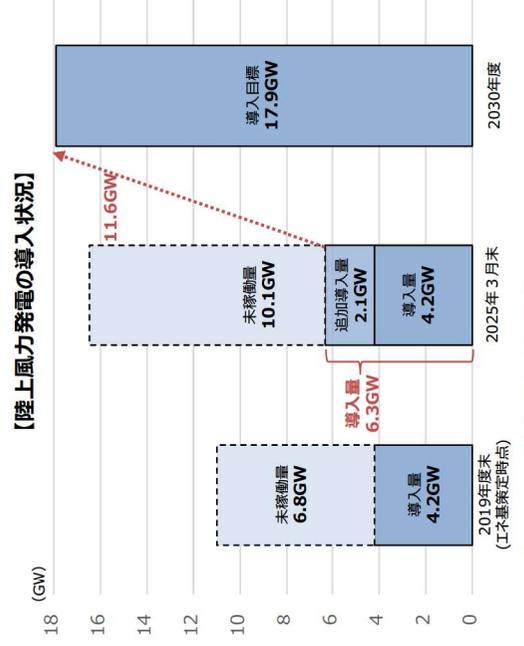
議論いただくに当たって④（風力発電の導入状況）

- 洋上風力発電の導入量は0.3GW（2025年9月末時点）、陸上風力発電の導入量は6.3GW（2025年3月末時点）。
- 風力発電の導入に当たっては、**環境への影響等に関する地域の懸念もある状況**。風力発電の導入拡大においては、**自然環境の保全に支障を来す形での導入を防ぎつつ、環境への適正な配慮と地域との共生を図っていくことが重要**。



注) 再エネ海威利用法、港湾法等に基づく設備容量等を記載。

※ 導入量については、港湾法等に基づき実施している発電事業で稼働済みの設備容量を記載。それ以外は、系統確保容量又は調査事業で算定した当該区域において想定する出力規模。



※ 導入量は、FIT前導入量2.6GWを含む。

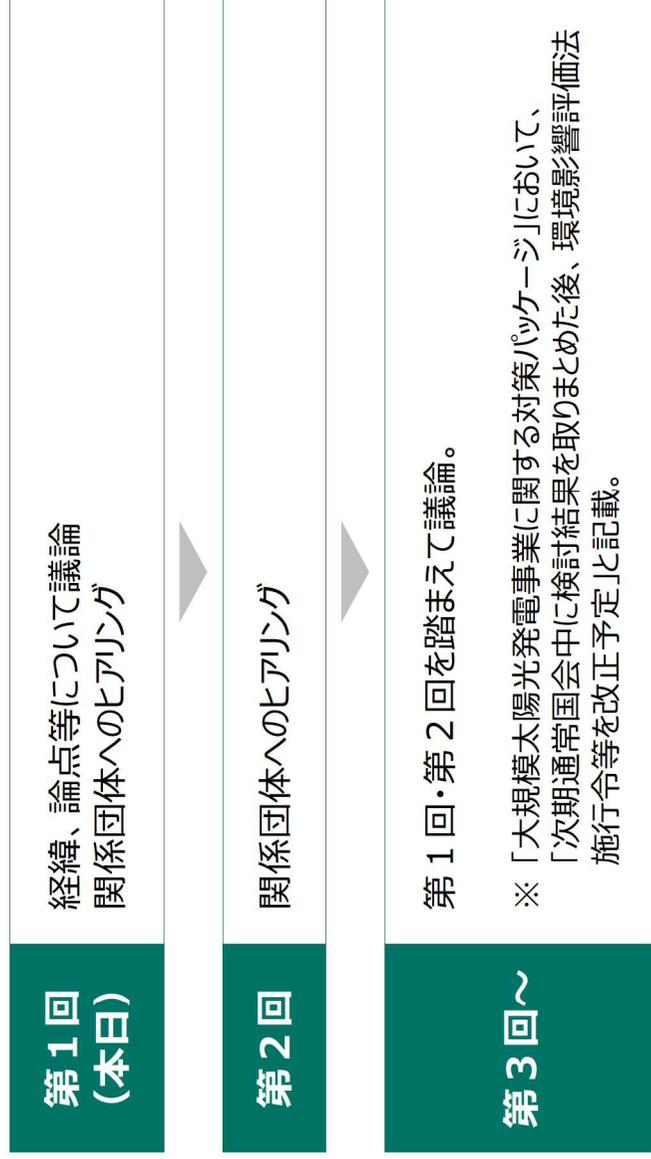
※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。

※ 入札制度における落札案件は落札時点の認定量として計上。

図の出典：資源エネルギー庁

3. 検討の進め方について

今後の検討の進め方（案）



45

本検討会で御議論いただきたい事項（再掲）

＜太陽光発電事業について＞

- 第一種事業の規模要件を見直すに当たって、他の面的開発事業と異なる太陽光発電事業の特殊性は何か。
- 太陽光発電事業についても、（風力発電事業と同様に、）環境影響が立地場所によって大きく左右される可能性があると言えるか。
- 地域と共生できないような再エネは抑制し、促進するべきものは促進するという観点から、スクリーニング基準はどうあるべきか。

＜風力発電事業について＞

- 第二種事業の規模要件を引き下げるとい方向性も踏まえた上で、地域と共生できないような再エネは抑制し、促進するべきものは促進するという観点から、スクリーニング基準はどうあるべきか。

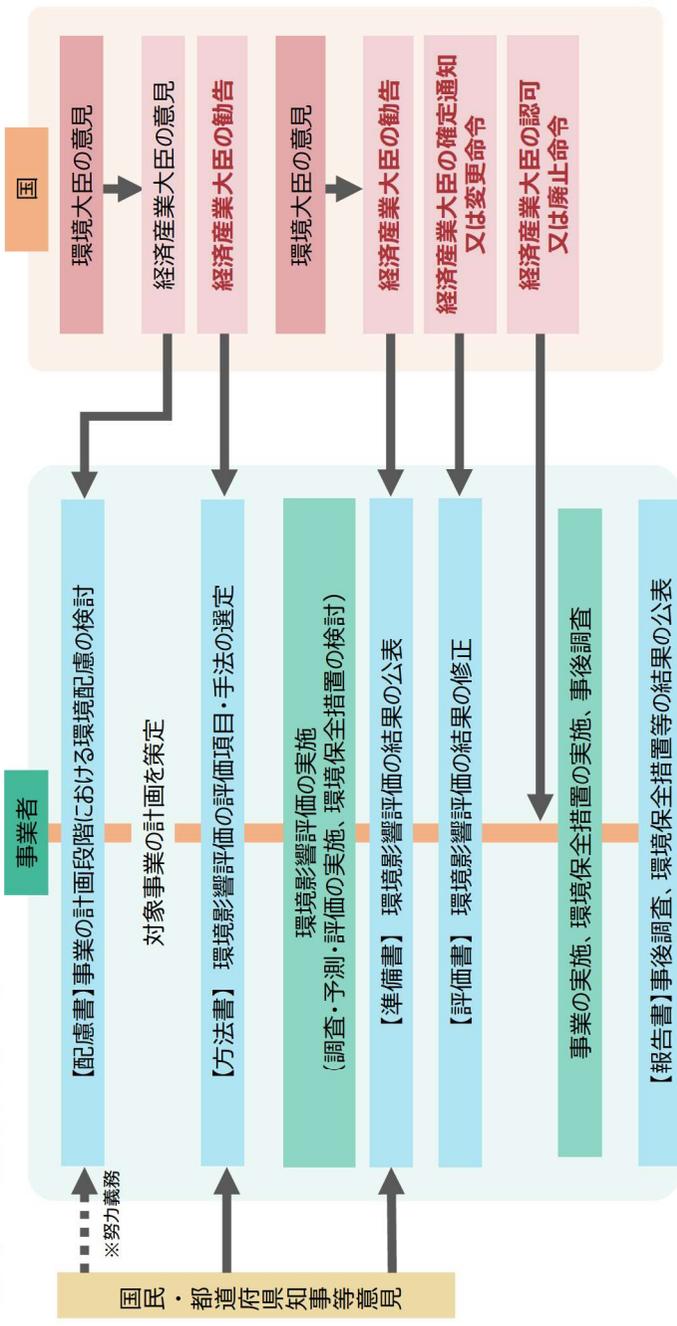
46

【参考】環境影響評価法等に関する基礎資料

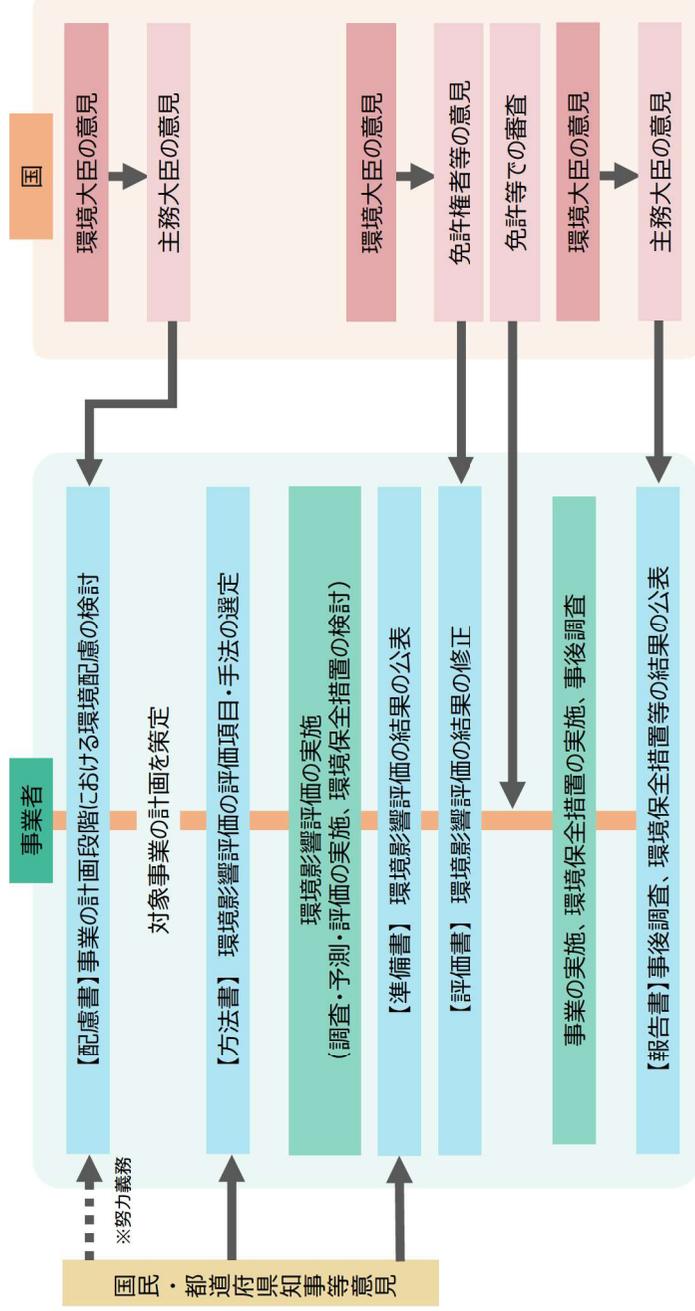
【参考】環境影響評価法及び電気事業法に基づく発電所に係る環境影響評価手順

- **発電所に係る環境影響評価手順**では、環境影響評価法に基づく規定に加え、**電気事業法に基づく特例が適用**されることにより、**手順の各段階において、国による規制監督の強化等に係る規定が設けられている。**

＜発電所の場合の手続の流れ＞



【参考】発電所以外の環境影響評価法に基づく環境影響評価手続



49

【参考】地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況

- 各地方公共団体が制定する環境影響評価条例では、地域の実情に応じ、法対象事業の規模要件を満たさない事業や、法対象となっていない事業種を含めた、幅広い事業が手続の対象とされている。
- このように、我が国の環境影響評価制度は、国と地方公共団体の適切な役割分担の下、法と条例が一体となって、適正な環境配慮の確保に貢献してきた経緯がある。

都道府県及び政令市（※）における条例制定状況

制定時期	都道府県	政令市（※）
平成9年6月以前 (環境影響評価法制定前)	北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、兵庫県（6都道県）	川崎市（1市）
平成9年6月～平成13年3月末 (環境影響評価法制定直後)	青森県、茨城県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（40府県）	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、吹田市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市（12市）
平成14年4月～平成23年3月末	石川県（1県）	さいたま市、新潟市、堺市、尼崎市（4市）
平成23年4月以降 (環境影響評価法平成23年改正以降)	—	相模原市、静岡市、浜松市、岡山市、熊本市（5市）

※環境影響評価法第10条第4項においては、政令で定める市（政令市）の長が、方法書及び準備書について、事業者に対して直接意見を述べることができることとされており、政令市は令和8年1月時点で計22市。

50